

川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び川崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者に配布するカレンダー（以下「図書館カレンダー」という。）に広告を掲載させることを条件として、図書館カレンダーを無償で図書館に納入させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 図書館カレンダーに掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱及び基準の規定を準用するものとする。

2 川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できないものとする。

(規格)

第3条 図書館カレンダー及び図書館カレンダー広告の規格については、別途教育次長が定める。

(図書館カレンダーの配布期間)

第4条 図書館カレンダーは、カレンダーに表示された期間を中心に、図書館内に設置し配布するものとする。

2 広告主は、前項の配布期間において、工事、災害その他の理由により、図書館が臨時に休館となる場合があることを予め承諾するものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者及び広告取扱業者（以下「広告掲載希望者等」という。）の募集は、市ホームページや図書館ホームページなどの広報媒体を活用し行うものとする。

2 募集は、図書館カレンダーを前期分（4月から9月まで）及び後期分（10月から翌年3月まで）の2期に分けて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者等は、川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告掲載申込書（第1号様式）及び広告の原案を教育次長が指定する期日までに提出することにより申込みものとする。

2 教育次長は、前項の広告掲載希望者に対して、当該申込みについて確認するため必要があると認める資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 教育次長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告掲載承認通知書（第2号様式）

又は川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告掲載不承認通知書（第3号様式）により広告掲載希望者等に通知するものとする。

- 2 前項の規定による広告の掲載の決定に当たって審査が必要な場合は、広告掲載審査委員会において行う。
- 3 教育次長は、複数の掲載申込みを受けた場合にあっては、先着順とする。
- 4 教育次長は、前項の規定によっても広告掲載を承認する者を選定することができない場合にあっては、次の順位によって決定する。
 - (1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所を有するもの
 - (3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの
 - (4) 第4順位 その他私企業または自営業等
- 5 前項の規定によっても、広告掲載を承認する者を決定することができない場合にあっては抽選により決定する。

（広告掲載に当たっての承諾）

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の承認を受けた広告掲載希望者等は、川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告掲載承諾書（第4号様式）を教育次長に提出することをもって、広告主となる。

（図書館カレンダーの作成及び納入）

第9条 広告主は、教育次長の指示に基づき、図書館カレンダーを作成し、納入する。この場合において、図書カレンダーの作成及び納入に係る一切の経費は、広告主の負担とする。

（広告の内容等の変更）

第10条 教育次長は、広告の内容、デザイン等がこの要領に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 前項以外の理由による広告の内容変更は認めない。

（広告の掲載の取り消し）

第11条 教育次長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに、図書館カレンダーの納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が、この要領の規定に抵触していると教育次長が判断したとき。
- (4) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(6) その他、図書館カレンダーへの広告掲載が適切でないと教育次長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告内容を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取下げを希望する日の2週間前までに、川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告掲載取下げ書(第5号様式)により教育次長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の規格に係る細目その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。